

(第 57 期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 57 期  
報 告 書

平成 31 年 4 月 1 日から  
令和 2 年 3 月 31 日まで

名古屋中小企業投資育成株式会社

# 事業報告

〔平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦、英国のEU強行離脱など海外経済減速の懸念を抱えつつも、国内需要に牽引され堅調に推移しました。しかしながら、今年に入り中国等において経済の減速懸念が高まりつつあるところに、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり世界経済全体の動向は楽観を許さない状況にあります。

このような状況の下、当社は中小企業とベンチャー企業の双方から信頼と満足を得られる業務運営に一層注力し、地域経済を支え、わが国の将来を担う企業に対し、自己資本の充実と健全な成長発展を支援すべく、積極的に投資・育成活動を行ってまいりました。

当事業年度における主な業務実績は次のとおりであります。

投資業務につきましては、新規投資11件2億5千8百万円、再投資8件7千7百万円、合計19件3億3千6百万円の投資を実行した結果、当事業年度末の投資残高は544社、144億7千1百万円となりました。

育成業務につきましては、公正中立な株主機能を果たしつつ、投資先企業の経営課題解決のための経営分析やコンサルテーションに一層注力したほか、海外展開支援として米国・シアトル/カナダ・バンクーバーへの海外視察を実施しました。また、採用活動支援としては、投資先企業限定の合同企業説明会「ミライ発見就職フェア」を開催し、投資先企業にご活用いただいております。

業績につきましては、投資先企業からの配当金収入は増加したものの、前期ほどの大型の売却案件がなかったため株式売却益が大幅に減少し、営業収益は15億5千7百万円（前期比50.4%）、経常利益は7億6千6百万円（前期比33.3%）、当期純利益は7億6千2百万円（前期比37.7%）となりました。

当事業年度中の資金調達の状況について特記すべき事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

中小企業においては、円滑な経営承継、人材確保などの諸課題に加え、今後想定される新型コロナウイルス感染症を起因とした後遺症からの脱却など、対応すべき喫緊課題が山積しております。このような状況の中、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展に資すること」を通じて社会に貢献することを基本方針とし、今後も政策実施機関として、投資と育成の両面からサポートできる体制をさらに強化してまいります。

投資業務においては、金融機関、中小企業支援機関、税理士等専門家との連携を一層深め、将来性のある中小企業や高い成長性が期待できる有望ベンチャー企業の発掘に努めるとともに、柔軟な資本政策の提案などにより投資の拡大に努めてまいります。

育成業務においては、投資先企業の経営権の安定や経営承継支援に加え、後継者・経営幹部をはじめとする人材育成、中小企業施策に関する情報提供、海外展開やM&A、ビジネスマッチングなど経営課題解決のためのサポートに一層注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社事業に対し、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 投資実績及び投資残高の推移

区 分	第 5 4 期		第 5 5 期		第 5 6 期		第 5 7 期	
	(H29/3 期)		(H30/3 期)		(H31/3 期)		(R2/3 期)	
	社	百万円	社	百万円	社	百万円	社	百万円
新 規 投 資	16	390	17	628	12	368	11	258
再 投 資	6	153	10	205	12	138	8	77
合 計	22	544	27	833	24	506	19	336
投 資 残 高	539	13,649	541	14,175	539	14,274	544	14,471

(注) 投資残高は投資育成株式・転換社債・新株引受権付社債・新株予約権付社債の当事業年度末残高（時価法適用前）であります。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 4 期		第 5 5 期		第 5 6 期		第 5 7 期	
	(H29/3 期)		(H30/3 期)		(H31/3 期)		(R2/3 期)	
営業収益（百万円）	11,280		7,003		3,092		1,557	
経常利益（百万円）	10,312		6,162		2,303		766	
当期純利益（百万円）	7,777		4,506		2,023		762	
1 株当たり当期純利益（円）	19,686		11,406		5,120		1,929	
総資産（百万円）	43,825		49,248		48,855		46,645	
純資産（百万円）	37,558		43,965		44,403		43,043	

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。

### (5) 主要な事業内容

当社は昭和 38 年 11 月、中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に基づいて設立され、中小企業の増資新株・設立新株及び新株予約権付社債等の引受け、ならびに投資先企業のコンサルティングを行うことが主たる事業内容であります。

### (6) 主要な事業所

本 社 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 16 番 30 号

### (7) 従業員の状況

当社の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
35 名	△1 名	40 歳 4 ヶ月	11 年 3 ヶ月

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数（普通株式） 600,000 株

(2) 発行済株式の総数（普通株式） 395,080 株

(3) 当期末株主数 92 名

### (4) 所有者別状況

区 分	株 主 数	持 株 数	構 成 比
	名	株	%
地 方 公 共 団 体	6	88,702	22.4
名 古 屋 商 工 会 議 所	1	35,000	8.9
金 融 機 関	48	175,243	44.4
保 険 会 社	13	30,974	7.8
事 業 会 社 等	24	65,161	16.5
合 計	92	395,080	100.0

### (5) 上位 10 名の株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への 出資状況（出資割合）
	持 株 数	出 資 割 合	
	株	%	
愛 知 県	44,352	11.2	な し
名 古 屋 商 工 会 議 所	35,000	8.9	な し
名 古 屋 市	22,176	5.6	な し
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	19,958	5.1	な し
株式会社三菱UFJ銀行	19,754	5.0	な し
株式会社みずほ銀行	19,753	5.0	な し
株式会社三井住友銀行	19,359	4.9	な し
株式会社りそな銀行	19,349	4.9	な し
株式会社大垣共立銀行	14,989	3.8	な し
日本生命保険相互会社	14,026	3.6	な し

### (6) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項 令和2年3月31日現在

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
岡谷 篤一	取締役社長	岡谷鋼機(株) 代表取締役社長
五十嵐 健二	常務取締役	
田中 義人	取締役	業務第二部長、営業推進室長
田邊 望	取締役	業務第一部長、成長支援室長、(株)投資育成総合研究所 取締役
鈴木 康男	取締役	総務企画部長、情報システム室長、(株)投資育成総合研究所 取締役
森岡 仙太	取締役	愛知県 副知事
堀場 和夫	取締役	名古屋市 副市長
小川 秀樹	取締役	名古屋商工会議所 参与
土江 文誉	監査役	(株)投資育成総合研究所 監査役
畔柳 昇	監査役	(株)名古屋証券取引所 参与
野原 強	監査役	(一社)名古屋銀行協会 専務理事

(注1) 取締役森岡仙太、堀場和夫及び小川秀樹の3氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役土江文誉、畔柳昇及び野原強の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 東海会計社

#### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬の額	千円 3,360
公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	—
合計	3,360

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### <業務の適正を確保するための体制>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、中小企業投資育成株式会社法（以下、「投資育成会社法」という。）をはじめとする法令・定款を遵守することが、企業存続に最も重要な課題のひとつであると認識しており、全役職員が公正で高い倫理観に基づき、誠実に行動するよう徹底しています。
- ②事業の運営状況等については、投資育成会社法に定められた経済産業大臣による監督及び同大臣に対する報告・届出、並びにそれぞれ閣議決定された平成14年4月26日付「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び平成17年12月24日付「行政改革の重要方針」に基づくインターネット上での情報開示などの業務プロセスを通じて、取締役・使用人の職務執行が法令・定款の規定から逸脱することのないよう業務執行しています。
- ③法令及び定款等に反する行為が発生もしくはそのおそれがある場合、常勤監査役または総務企画部長を窓口として、職員等からの相談や通報を受ける体制を整備しています。

④社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、不当・不法な要求を拒絶するとともに取引関係を含めた一切の関係を遮断しています。また、これら反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携のうえ、毅然とした態度で組織的に対応しています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会・常勤取締役会その他の重要な会議での意思決定に関する記録やその他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書保存規程」に基づき、適切に管理しています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役は、リスク管理のための体制や施策を整備する権限と責任を有し、総務企画担当役員は、当社のリスク管理に対する取組を横断的に推進します。

②投資事業におけるリスクを管理するため、社内規程に基づき常勤取締役会が投資の可否を決定します。また、業務担当部門が投資先企業の経営状態を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行います。

③情報漏洩等のリスクについては、「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護基本規程」等の社内規則により、これを未然に防止する体制を整えています。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①意思決定機関として、取締役会のほか、常勤役員で構成する常勤取締役会を開催し、意思決定を迅速化しています。



②経営計画及びその具体的施策を策定し全社的な目標を定めるとともに、各事業年度においてその目標達成に向けた事業計画を策定しています。各取締役はそれぞれ担当する部門の効率化を図るなど目標への取組に注力するとともに、上記機関により随時その進捗状況をチェックしています。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、定期的に経営会議を開催し、子会社の社長より、業務執行状況について報告を受け、子会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行っています。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスク管理のための体制や施策について、子会社を含めて横断的な整備を行っています。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規則、職務権限規程等の社内規則に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、効率的な業務執行が行われる体制を取っています。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役、監査役が子会社の取締役及び監査役を兼任し、取締役会において業務の適正を確保するとともに、子会社の業務を所管する部門と連絡の緊密化を行うなどにより、子会社の法令遵守及び業務の適正を確保しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、合理的な範囲で配置するものといたします。

②監査役は、監査役を補助すべき使用人に対する人事考課・異動・懲戒について、取締役に意見を述べるができるものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為等につきすみやかに監査役に報告するものといたします。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報に関する規則に明記しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理するものいたします。監査役は通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、総務企画担当役員に事前に通知するものいたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、社内における重要会議に出席し、代表取締役その他の取締役から業務執行状況の報告を受けているほか、適宜取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしています。

②必要に応じて、弁護士、公認会計士等外部の専門家に相談できる体制を確保しています。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

中小企業投資育成株式会社法および事業に関する規則に基づき、社内掲示板等を用いて、事業目的・業務運営指針の浸透や法令・定款順守への向上を図る取り組みを行っている他、常勤監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧を行うことにより、監査の実効性の向上に努めております。

6. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>15,193,997</b>	<b>流動負債</b>	<b>68,429</b>
現金及び預金	14,808,554	未払金	10,325
未収入還付税金	330,622	未払法人税等	11,369
前払費用	13,300	賞与引当金	35,807
未収入金	30,695	その他	10,925
未収収益	4,449		
その他	6,374		
<b>固定資産</b>	<b>31,451,955</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>19,854</b>		
建物	3,090		
車両	999	<b>固定負債</b>	<b>3,534,406</b>
器具備品	15,223	退職給付引当金	111,047
土地	540	繰延税金負債	3,420,636
<b>無形固定資産</b>	<b>10,594</b>	役員長期未払金	2,722
ソフトウェア	10,131		
電話加入権	462		
		<b>負債合計</b>	<b>3,602,835</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,421,506</b>	<b>純資産の部</b>	
イ.投資育成有価証券	24,782,610	<b>株主資本</b>	<b>35,285,203</b>
投資育成株式	25,381,648	資本金	4,300,800
投資育成新株予約権付社債	208,165	<b>利益剰余金</b>	<b>30,984,403</b>
投資損失引当金	△807,203	利益準備金	1,075,200
ロ.その他	6,638,896	その他利益剰余金	29,909,203
投資有価証券	6,573,972	別途積立金	28,200,000
関係会社株式	11,300	繰越利益剰余金	1,709,203
破産更生債権等	61,316		
長期前払費用	2,286	<b>評価・換算差額等</b>	<b>7,757,914</b>
敷金	41,682	その他有価証券評価差額金	7,757,914
その他	9,655		
貸倒引当金	△61,316	<b>純資産合計</b>	<b>43,043,117</b>
<b>資産合計</b>	<b>46,645,953</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>46,645,953</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

〔平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで〕

(単位：千円)

<b>営業収益</b>		
投資育成株式配当金	1,292,457	
投資育成新株予約権付社債利息	4,040	
投資育成株式売却益	222,213	
投資育成新株予約権付社債償還益	585	
経営指導料	29,442	
その他	8,554	1,557,294
<b>営業費用</b>		
一般管理費	712,537	
投資育成新株予約権消却損	290	
投資損失引当金繰入額	46,788	
経営指導費	15,749	
業務委託費	43,468	818,834
<b>営業利益</b>		<b>738,459</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息、有価証券利息及び配当金	18,648	
事務受託料	4,995	
その他の投資事業組合投資収益	36	
受取出向料	3,360	
雑収入	8,733	35,773
<b>営業外費用</b>		
その他の投資事業組合投資損失	4,613	
雑損失	3,281	7,894
<b>経常利益</b>		<b>766,338</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	340	340
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	941	941
<b>税引前当期純利益</b>		<b>765,737</b>
法人税、住民税及び事業税	3,386	3,386
<b>当期純利益</b>		<b>762,351</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,300,800	1,075,200	26,200,000	3,183,899	30,459,099	34,759,899
当期変動額						
剰余金の配当				▲ 237,048	▲ 237,048	▲ 237,048
別途積立金積立			2,000,000	▲ 2,000,000	—	—
当期純利益				762,351	762,351	762,351
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額						
当期変動額合計	—	—	2,000,000	▲ 1,474,696	525,303	525,303
当期末残高	4,300,800	1,075,200	28,200,000	1,709,203	30,984,403	35,285,203

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	9,643,768	9,643,768	44,403,668
当期変動額			
剰余金の配当			▲ 237,048
別途積立金積立			—
当期純利益			762,351
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額	▲ 1,885,854	▲ 1,885,854	▲ 1,885,854
当期変動額合計	▲ 1,885,854	▲ 1,885,854	▲ 1,360,550
当期末残高	7,757,914	7,757,914	43,043,117

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### (3) その他有価証券

###### (イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

###### (ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物・・・定額法

その他・・・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び建物附属設備	3～39年
------------	-------

車両及び器具備品	4～20年
----------	-------

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上しております。

また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 投資損失引当金

投資育成有価証券に係る損失の発生に備えるため、当社所定の基準により計上しております。

##### (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度末に在籍する従業員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 会計方針の変更

該当事項はありません。

## III 貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産に係る減価償却累計額  
有形固定資産の減価償却累計額 113,655千円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 510千円  
短期金銭債務 2,375千円

## IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
営業費用 43,468千円  
営業取引以外の取引による取引高 4,995千円

## V 株主資本等変動計算書に関する注記

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	395,080株	－株	－株	395,080株

- 剰余金の配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	237,048千円	利益剰余金	600円	平成31年3月31日	令和元年6月20日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度後となるもの  
次の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和2年6月16日 定時株主総会	普通株式	237,048千円	利益剰余金	600円	令和2年3月31日	令和2年6月17日



## VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	10,957千円
一括償却資産繰入限度超過額	40千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	33,980千円
長期未払金（役員退職金）	832千円
投資育成株式評価損	139,809千円
投資損失引当金否認	247,004千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	18,762千円
その他	6,198千円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>457,582千円</b>
評価性引当額	△457,582千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>－千円</b>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,420,636千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>3,420,636千円</b>
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>3,420,636千円</b>

## VII 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等により運用しております。

投資育成有価証券は主として株式であり、上場株式については期末に時価の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,808,554	14,808,554	－
(2) 有価証券	－	－	－
(3) 投資育成有価証券 その他有価証券	11,911,065	11,911,065	－
(4) 投資有価証券	6,409,097	6,384,610	△24,487
合計	33,128,716	33,104,229	△24,487

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券

有価証券はすべて短期金融商品であり、これらの時価については、証券会社が提示したものによっております。

#### (3) 投資育成有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 投資有価証券

時価については、証券会社が提示したものによっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

以下に記載するものについては、価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表各項目には含めておりません。

- ・投資育成有価証券のうち、非上場株式及び非上場会社の社債（貸借対照表計上額13,678,747千円）  
なお、当該項目については、個別に投資損失引当金807,203千円を設定しております。
- ・投資有価証券（貸借対照表計上額164,874千円）
- ・破産更生債権等（貸借対照表計上額61,316千円）  
なお、当該項目については、個別に貸倒引当金61,316千円を設定しております。

### VIII 賃貸用不動産に関する注記

該当事項はありません。

### IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	年間取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	(株)投資育成総合研究所	(所有) 直接100%	コンサルティング、研修会業務の委託	・業務委託	43,468	未払金	2,375
				・事務受託	4,995	未収入金	510

(注1) 表中の年間取引金額につきましては、消費税抜きの金額で表示しております。また、当事業年度末残高につきましては消費税込みの金額で表示しております。

### X 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 108,947円85銭
- 1株当たり当期純利益 1,929円61銭

### XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

名古屋中小企業投資育成株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚本 憲司	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	安島 進市郎	Ⓔ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋中小企業投資育成株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月20日

名古屋中小企業投資育成株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 土 江 文 誉 印

社 外 監 査 役 畔 柳 昇 印

社 外 監 査 役 野 原 強 印

# 投資の状況

令和2年3月31日現在

## ●年度別投資実行状況

種類	期別	第55期 (H30/3期)		第56期 (H31/3期)		第57期 (R2/3期)		設立以来の 投資累計	
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
新規 投資	株 式	15	528	11	356	9	210	745	21,713
	新株予約権付社債等	2	100	1	12	2	48	396	14,292
	小 計	17	628	12	368	11	258	1,141	36,005
再 投 資		10	205	12	138	8	77	448	7,747
合 計		27	833	24	506	19	336	1,589	43,752

(注) 新株予約権付社債等の「設立以来の投資累計」欄には、転換社債及び新株引受権付社債を含んでおります。

## ●投資残高推移

種類	期別	第55期 (H30/3期)		第56期 (H31/3期)		第57期 (R2/3期)		設立以来の 投資累計	
		社	百万円	社	百万円	社	百万円	社	百万円
株 式		533	13,902	533	14,034	536	14,203	745	21,713
新株予約権付社債等		8	273	6	239	8	268	396	14,292
合 計		541	14,175	539	14,274	544	14,471	1,141	36,005

(注) 新株予約権付社債等の「設立以来の投資累計」欄には、転換社債及び新株引受権付社債を含んでおります。

## ●県別投資残高社数推移

県	期別	第55期 (H30/3期)		第56期 (H31/3期)		第57期 (R2/3期)		設立以来の 投資社数累計	
		社	社	社	社	社	社	社	社
愛 知 県		301		298		303		677	
岐 阜 県		64		65		66		149	
三 重 県		51		52		53		87	
富 山 県		60		59		57		102	
石 川 県		61		61		61		100	
そ の 他		4		4		4		26	
合 計		541		539		544		1,141	

## ●業種別投資残高社数

業 種	社数(社)	業 種	社数(社)
製 造 業	301	建 設 業	51
電 気 機 器	19	卸 売 業	113
輸 送 用 機 器	41	運 輸 業	9
そ の 他 の 一 般 機 械	45	小 売 ・ 飲 食 店	13
非 鉄 金 属 及 び 金 属 製 品	49	不 動 産 業	9
織 維	18	サ ー ビ ス 業	48
化 学	26	〔 ソフトウェア業	9
食 料 品	16	〔 その他のサービス	39
印 刷	18		
そ の 他 の 製 造	69	合 計	544

# プロフィール

## ■ 会社概要

- ・ 商号／名古屋中小企業投資育成株式会社  
(略称「投資育成」)  
Nagoya Small and Medium Business  
Investment & Consultation Co., Ltd  
(略称「SBIC Central Japan」)
- ・ 代表者／取締役社長 岡谷 篤一
- ・ 設立／1963年11月18日
- ・ 所在地／〒450-0003  
名古屋市中村区名駅南一丁目  
16番30号(東海ビル7階)  
TEL (052) 581-9541 FAX (052) 583-8501  
<https://www.sbic-cj.co.jp/>
- ・ 資本金／43億80万円
- ・ 営業エリア／愛知・岐阜・三重・富山・  
石川の中部5県

## ■ 子会社の会社概要

- ・ 商号／株式会社投資育成総合研究所(略称「投育総研」)
- ・ 代表者／取締役社長 山口 靖雄
- ・ 設立／1994年12月21日
- ・ 所在地／〒450-0003  
名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号  
(東海ビル7階)  
TEL (052) 581-9545 FAX (052) 583-8501
- ・ 資本金／10百万円
- ・ 事業内容／経営および技術の指導  
(コンサルティング、マネジメント&テクノロジー  
研修会、ビジネスカレッジなど)

## ■ 姉妹会社等の概要

### 東京中小企業投資育成株式会社

- ・ 所在地／〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷3-29-22  
(投資育成ビル)  
TEL (03) 5469-1811 FAX (03) 5469-5875  
<https://www.sbic.co.jp/>

## ◆ 沿革 ◆

- 1963(S38) 中小企業投資育成株式会社法に基づき、資本金10億円で設立
- 1965(S40) 転換社債の引受け業務を追加
- 1978(S53) 投資先から初の株式上場企業誕生
- 1983(S58) 資本金43億80万円に増資
- 1984(S59) ベンチャービジネスに対する投資業務を追加
- 1986(S61) 特別民間法人化  
新株引受権付社債の引受け業務を追加
- 1989(H1) 設立新株の引受け業務を追加
- 1994(H6) 株式会社投資育成総合研究所を設立
- 2011(H23) 投資先企業の累計社数1,000社を突破
- 2013(H25) 創立50周年
- 2014(H26) 投資先企業の株式上場社数40社に達する
- 2019(H31) 基本理念、経営ビジョン、経営方針、  
行動規範を策定

### 大阪中小企業投資育成株式会社

- ・ 所在地／〒530-6128  
大阪市北区中之島3-3-23  
(中之島ダイビル28階)  
TEL (06) 6459-1700 FAX (06) 6459-1703  
<https://www.sbic-wj.co.jp/>

